平成２２年（フ）第２２３号
佐賀県武雄市若木町大字川古12922番地
債務者　松尾　雅子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２４４号
佐賀県西松浦郡有田町上本乙2945番地
債務者　岩﨑　由佳
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２４７号
佐賀県西松浦郡有田町蔵宿丙3989番地１
債務者　井上　武源
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５２号
佐賀県伊万里市松浦町中野原1049番地３
債務者　冨永　勝彦
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５３号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁1225番地３
債務者　光吉由美子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５４号
佐賀県武雄市武内町大字真手野19801番地
債務者　山田龍次郎
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２５８号
佐賀県西松浦郡有田町北ノ川内丙592番地15
債務者　岩永　　稔
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１９５号
北海道小樽市松ケ枝１丁目21番２号、前住所北海道小樽市入船２丁目22番６号
債務者　宮田　正元
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２２０号
北海道小樽市清水町６番２号、前住所北海道小樽市奥沢４丁目15番27号
債務者　渡辺　純夫
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２３０号
北海道小樽市塩谷４丁目72番地　せせらぎ寮、前住所東京都練馬区東大泉４丁目25番34号　ＭＤＩマンション204
債務者　江原　大祐
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２３３号
北海道小樽市奥沢１丁目22番７号、前住所北海道小樽市新光２丁目18番10号
債務者　齊藤みよ子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２３６号
北海道小樽市高島３丁目８番８号
債務者　嶋崎　紀子（旧姓米澤）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２４９号
北海道小樽市最上２丁目23番18号、前住所北海道小樽市最上１丁目36番２号
債務者　小川　直江
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第７７号
岩手県花巻市石神町361番地
債務者　八重樫　晃
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１４７号
岩手県北上市常盤台４丁目３番56号　県営藤沢アパート１―205号、前住所岩手県北上市黒沢尻１丁目19番５号　第二北上コーポ201号
債務者　菊池　千春
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１５１号
岩手県花巻市四日町３丁目19番22号　サンハイツ佐藤２号棟Ｆ号
債務者　植松三千代
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１６７号
岩手県北上市上野町５丁目23番11号　八重樫住宅Ｃ号、前住所岩手県北上市村崎野14地割315番地69
債務者　鈴木　　聡
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部